

# 日本共産党 高槻市議員団 市政資料

発行/  
日本共産党  
高槻市議員団  
高槻桃園町2-1  
電話  
072-674-7230  
FAX  
072-674-3202

中村れい子 ☎685-6686  
宮本雄一郎 ☎695-1900  
きよた純子 ☎676-5068  
出町ゆかり ☎655-8513

## 2018年3月議会

代表質問 中村 れい子

3月7日の本会議で、2018年度施政方針に  
対し、日本共産党高槻市議員団を代表して、中  
村玲子議員が市長に質問しました。その一部を掲  
載します。

### 市民のくらしの状況

2017年は納税者1人当たりの平均所得は約327  
万円で、1998年とくらべて71万1740円、総額で  
1137億円の減少です。所得金額は大きく減少し、税  
収も落ちこんでいます。

「市民のくらしの応援が必要」と主張し、高齢者施策の  
削減や行政サービスコーナーの廃止など、「市民にとって  
必要なサービスまで削減することは問題」と指摘しまし  
た。

### 就学援助の入学前支給を小学校でも実施を

高槻市では2015年から中学校入学の準備金は、小  
学校6年生の3月に支給されます。しかし、小学校では、  
いまだに7月支給です。全国では小学校入学前の3月に  
支給している自治体は4割もあります。市長は「他市の  
動向も勘案しつつ、検討する」と答弁しました。

### 子ども医療費助成の対象拡大求める

市独自の制度である入院時の食費医療費助成の所得制  
限を厳しくし、対象者を大幅に減らしています。また、  
新年度はひとり親家庭の食事療養費を廃止し、16歳から  
18歳の子どもが対象外になります。中村議員は「この際、  
子ども医療費助成を18歳まで拡大することが必要だ」と  
主張。市長は「調査・研究に努める」と答弁しました。

### 低所得者の介護保険料値上げに反対

65歳以上の介護保険料は14段階すべてで値上げになり  
ます。年間の収入が80万円までの場合は1350円、年  
金収入120万円までも1950円の値上げ。一方で  
所得が1000万円以上の人の値上げ額と比べて、年収  
80万円から120万円までの人の値上げ率は2倍以上で、  
この差は大きいと指摘。また、市独自の介護保険料減免  
は1人世帯で収入が110万円以下、預貯金が350万  
円以下という厳しい条件です。減免対象になる人には、  
保険料請求書に申請用紙を同封するなど制度の周知徹底  
を求めました。市長は「制度案内のパンフレットを同封、  
窓口で配布している高齢者向けサービスガイド、市ホー  
ムページを活用し、引き続き取り組み」と答えました。

13日の福祉企業委員会でも、きよた議員が減免制度は  
厳しすぎると制度の改善を求め、低所得者への保険料値  
上げは認められないと2018年度の保険料に反対しま  
した。

### 健康格差を改善する市の施策の重要性について

40市町村20万人を対象にした調査では、所得が少ない  
人は高い人に比べてうつ状態が7倍も多くなっています。  
また、地域の支え合いなどのネットワークが豊かな地域  
ほど健康であるという傾向がでています。

高槻市には市バスがあり、高齢者無料乗車証があるこ  
とで、高齢者が出かけやすい条件があります。高槻市の  
高齢者は大阪府下の市町村より、ボランティアや地域づ  
くりへの参加意欲が高く、結果として介護認定率が低く  
なっています。65歳以上の1人当たりの在宅サービスは、  
月額で4470円、年間で5万3640円も府平均より  
費用も少なくすんでいます。

市長は「今後も引き続き、  
高齢者の社会参加に資する高  
齢者施策の充実に努める」と  
答弁しました。



本会議質疑(3月8、9日)

# 国保広域化・保険料値上げ強いる大阪府政 市は法的根拠ない府方針に従う必要なし

国民健康保険条例の改正では、大阪府の方針に従い、激変緩和期間の6年間で、府が示す統一保険料に合わせるために保険料の計算方法を変えたとの提案がありました。影響が大きいのは、一人当たりにかかる均等割、世帯にかかる平等割の割合を変えることで、加入者が多い世帯で保険料が値上げになります。たとえば給与収入400万円の4人世帯(大人2人、子ども2人)で約9万7千円の値上げになります。また、市独自の減免制度は「所得の16%を超える保険料への減免」で5193件、法定軽減適用世帯で「所得割がかかっていない世帯への

減免」は1万8622件が受けており、2つの減免で約7000万円の減免をしています。府の方針通りに市の減免制度を6年かけて廃止することになれば、加入者の負担が大きく増えます。市は府の方針に固執しています。府に従わなければいけない法的義務やルールはなく、中村議員はこれまで通り、市の考え方で保険料を決めるべきと求めました。



## 国が訪問介護の利用制限をねらう

訪問介護に関する国の改正の影響で、ケースワーカーは国が示す一定の回数以上の訪問介護(要介護1で月26回など)をケアプランに位置づける場合は、その回数が必要な理由を記載して市に届け出をしなければいけなくなります。

国は訪問介護の多数利用を問題視していますが、国自身が行なった調査で、訪問介護を多く受けている人の8

割が自宅で一人暮らしをしている認知症高齢者でした。それに加えて近隣に親族がいない、配偶者も要介護状態など、深刻なケースも多く見受けられました。宮本議員は必要なサービスを保障するように求めました。市は「訪問介護の提供回数は身体的状況や生活環境を踏まえ、適切なアセスメントのもと提供される」とし、回数の妥当性は「総合的に判断する」と答弁しました。

## 夜間休日応急診療所の今後のあり方を検討

この間、耐震の安全基準を満たしていない三島救命救急センターの移転先の候補地として、大阪医科大学の敷地があげられています。

3月議会では、三島救命救急センターに隣接している夜間休日応急診療所のあり方について検討するとの方針が示されました。同診療所は深夜帯など急病や外傷に対して、住民が安心して診療を受けられます。また、小児科の広域化で、茨木、摂津市が加わり、患者数が増加し、その役割は大きなものになっています。

現在の診療を、引き続き実施することを前提に、検討していく必要があります。高槻市、島本町、医師会、大阪医

科大学などの医療関係機関、小児科の広域化で、茨木市、摂津市と連携が必要です。



△おわびと訂正▽

本ニュースの前号No.459の1面、介護保険料の記事の4行目で、介護保険料基準額を11・9%、月額250円引き上げとの記載がありました。正しくは「5・2%」です。ここに訂正し、おわび申し上げます。